

## 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

## 1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

## 2 臨時休業から再開までの動き

## (1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

イ 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。

ウ 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

エ 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

オ 5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

### 【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

カ 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

(ア) 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。

(イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。

(ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

### (2) 県立社会教育施設の対応について

ア 3月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部(窓口及び郵送(有料)による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談)を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館)

イ 3月11日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)

ウ 3月24日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)

エ 4月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（以下、「県実施方針」という。）が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部を継続）

オ 4月10日に、県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。

カ 5月5日に、県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

キ 5月25日の、国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。

(ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。

(イ) 歴史博物館、金沢文庫（一部）、近代美術館（一部）については、6月9日から再開館する。

(ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。

ク 5月26日に、県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。

### 3 再開後の動き

#### (1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除（ステップ2へ移行）されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン（高等学校・中等教育学校）」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(ア)及び(イ)のと

おり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

- (ア) 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。
- (イ) 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン(特別支援学校)」に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

イ 7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(高等学校・中等教育学校)」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について(通知)」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下の(ア)から(エ)のとおり策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

- (ア) 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。
- (イ) 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。
- (ウ) 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。
- (エ) 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健

康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

ウ 7月3日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下の(ア)から(オ)のとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

- (ア) 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

- (イ) 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題(読み・書き・意味)において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。
- (ウ) 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。
- (エ) 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高

等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。

- (オ) 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動（与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査）については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。

エ 7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（以下、「県対策本部会議」という。）における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下の(ア)から(ケ)の内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

- (ア) 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。）を実施する。
- (イ) 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。
- (ウ) 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。
- (エ) 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。
- (オ) 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

- (カ) 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付けで通知）等に基づき実施する。
- (キ) 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。
- (ク) 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。
- (ケ) 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。

オ 7月17日に、県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

**【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】**

- 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。
- 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。
- 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。
- 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。
- 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。

カ 7月29日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。

キ 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が

必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。

(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

(イ) 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。
- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。
- 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。

ク 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめ、入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に万全を期すとともに、受検者の受検機会の確保を図るため、

- 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について
- 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について
- 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について
- 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について
- 県立中等教育学校入学者決定検査について

などの対応をすることとした。



ケ 11月20日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校についても、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。

(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

(イ) 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。
- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。

コ 11月27日に、県対策本部会議において、県内の新型コロナウイルスの感染レベルが、ステージⅢ（感染急増）目前である危機感を共有するため「ステージⅢ警戒宣言」が知事から発せられた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染防止策を改めて徹底するよう通知した。

(ア) 各学校においては、飛沫が飛び交うことによる感染リスクの低減を図るため、授業や特別活動、部活動における、マスクの着用や適切な身体的距離の確保や換気といった感染防止策を改めて徹底すること。

(イ) 5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライ

ン」等に示された「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。

サ 12月3日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている同月17日までの間、新型コロナウイルス等特別措置法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、

(ア) 基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で用心を徹底すること。

(イ) 12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えめにすること。

なお、このことにより、部活動等、学校の教育活動に位置付けられた活動を制限するものではない。

シ 12月11日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から12月3日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

○ 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

今回の文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」では、これまで、感染者が判明した時点で、「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施」としていた対応を見直し、「臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者におい

て、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断すること」とされている。

県教育委員会のこれまでの対応は、改訂前の国の対応と同様としており、県内の感染状況を踏まえ、当面の間、この対応を維持する。

○ マスク等の着用について

学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

○ 教室等の換気の徹底について

冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

などの対応をすることとした。

ス 12月15日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて新型インフルエンザ等特別措置法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

○ 各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう指導すること。

セ 12月25日に、現時点の感染状況を踏まえ、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとし、同日、以下の(ア)から(ウ)のとおり県立学校に通知し

た。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに教育活動の実施に係る留意事項を参考に適切に扱うように通知した。

(ア) 現在の感染状況に応じた授業及び部活動の実施にあたっては留意事項に基づき適切に取り扱う。

(イ) 出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱う。

(ウ) 教職員一人ひとりが「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底する。

ソ 1月5日に、1月4日に開催された県対策本部会議における知事メッセージを踏まえ、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、改めて12月25日付け通知で示した感染防止対策を徹底するよう県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、12月25日付け通知で示した感染防止対策を参考に、適切に取り組むよう通知した。

タ 1月7日に、特措法に基づく国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会としての対応を以下のとおりとし、同日に「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

#### 【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

#### <高校、中等教育学校>

- 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

- 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。

<特別支援学校>

- 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。

- 学習活動について

- ・ 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。

- 部活動について

- ・ 校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ 90 分程度、週 3 回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。
- ・ 大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教委と協議する。

- 修学旅行等について

- ・ 延期または中止する。

- 入学者選抜について

- ・ 感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

チ 1月14日に、現在の感染状況を踏まえ、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新たな感染拡大防止の取組を以下のとおり行うこととした。

- 令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における Web サイトによる合格発表。

- 中学3年生及びその保護者に確実な周知を図るため、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において前年度から変更する点を取りまとめたリーフレットを作成し、県内国公立中学校の3年生全員に配付。

## (2) 県立社会教育施設の対応について

ア 令和3年1月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る県実施方針が出されたことから、1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館することとした。図書館については、生徒・学生等に対する居場所の確保と学びの保障の観点から、感染防止対策に万全を期して引き続き開館し、開館時間を最大19時までとした。また、イベントや講座等についても、募集も含め原則延期または中止とする。

## 4 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。県立学校については、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、県立の博物館及び美術館については、緊急事態宣言下においては、引き続き臨時休館とする。

## 県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和3年1月21日現在）

## 1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

## (1) 児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	0	0
	小 計	1人	1校
6月から1月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	348	114
	特別支援学校	22	10
	小 計	370人	124校
合 計		371人	125校

## (2) 教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	1	1
	小 計	2人	2校
6月から1月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	33	29
	特別支援学校	10	10
	小 計	43人	39校
合 計		45人	41校

## (3) 臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
6月から1月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	24
	特別支援学校	7
合 計		31校

## (4) 月別感染者数

&lt;児童、生徒&gt;

&lt;教職員&gt;

月	校 種	感染者数	合 計	感染者数	合 計
3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0		0	
4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0		0	
5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0		1	
小計	高等学校・中等教育学校	1人	1人	1人	2人
	特別支援学校	0人		1人	
6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1		0	
7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0		2	
8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2		1	
9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5		0	
10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0		1	
11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5		2	
12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4		2	
1月	高等学校・中等教育学校	198	203	16	18
	特別支援学校	5		2	
小計	高等学校・中等教育学校	348人	370人	33人	43人
	特別支援学校	22人		10人	
合計	高等学校・中等教育学校	349人	371人	34人	45人
	特別支援学校	22人		11人	



## 2 市町村立（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

### （1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0
	中学校	5	4
	小学校	12	11
	特別支援学校	1	1
	小 計	18人	16校
6月から1月まで (学校再開後)	高等学校	54	16
	中学校	421	194
	小学校	661	350
	特別支援学校	7	4
	小 計	1,143人	564校
	合 計	1,161人	580校

### （2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0
	中学校	1	1
	小学校	2	2
	特別支援学校	0	0
	小 計	3人	3校
6月から1月まで (学校再開後)	高等学校	12	10
	中学校	44	28
	小学校	97	66
	特別支援学校	8	5
	小 計	161人	109校
	合 計	164人	112校

### （3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
6月から1月まで (学校再開後)	高等学校	8
	中学校	58
	小学校	77
	特別支援学校	4
	合 計	147校

(4) 月別感染者数  
 <児童、生徒>

<教職員>

月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0			
	小学校	1			
	特別支援学校	0			
4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3			
	小学校	9			
	特別支援学校	1			
5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
小計	高等学校	0人	18人	0人	3人
	中学校	5人			
	小学校	12人			
	特別支援学校	1人			
6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2			
	小学校	9			
	特別支援学校	0			
8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17			
	小学校	61			
	特別支援学校	0			
9月	高等学校	0	58	1	5
	中学校	17			
	小学校	41			
	特別支援学校	0			
10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28			
	小学校	54			
	特別支援学校	0			
11月	高等学校	8	109	4	17
	中学校	49			
	小学校	51			
	特別支援学校	1			
12月	高等学校	17	312	2	41
	中学校	139			
	小学校	154			
	特別支援学校	2			
1月	高等学校	26	487	5	72
	中学校	168			
	小学校	289			
	特別支援学校	4			
小計	高等学校	54人	1,143人	12人	161人
	中学校	421人			
	小学校	661人			
	特別支援学校	7人			
合計	高等学校	54人	1,161人	12人	164人
	中学校	426人			
	小学校	673人			
	特別支援学校	8人			

### 県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 3 年 1 月 21 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:25	1
8:45	1
8:50	4
8:55	1
9:00	14
9:05	4
9:10	30
9:15	11
9:20	39
9:25	6
9:30	22
9:35	1
9:40	3
9:55	2
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。

（一部の県立高等学校を除く。）

### 県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 3 年 1 月 21 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	1
8:50	2
8:55	1
9:00	9
9:15	1
9:30	10
9:40	1
9:45	1
9:50	1
10:00	2
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

# 令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策について

## 1 学力検査の出題範囲の一部除外（令和2年7月公表）

○ 学力検査においては、次の表の内容について出題範囲から除きます。



教科	出題範囲から除く内容
国語	漢字を問う問題において、中学校第3学年で新たに学習する漢字
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」
外国語(英語)	英単語を問う問題において、中学校第3学年で新たに学習する英単語



## 2 志願手続の郵送対応（共通選抜）

○ 県内国公立中学校等に在籍している生徒の皆さんは、原則として、中学校で定められた期日までに、「入学願書」「面接シート」「答案の写し等送付用シート」等の提出書類を先生に提出してください。

○ 中学校では皆さんの入学願書等を取りまとめ、志願先の高等学校へ郵送等により提出します。

○ 受検票や健康観察票などが、志願先の高等学校から各中学校に郵送され、中学校を通じて生徒の皆さんに交付されます。

○ なお、志願変更手続は、例年通り、志願先及び志願変更先の高等学校の窓口で行います。

### 【志願手続】

郵送受付	令和3年1月25日（月）から1月27日（水）（必着）
窓口受付	令和3年1月28日（木）9時～12時、13時～16時 1月29日（金）9時～12時、13時～16時 2月1日（月）9時～12時 【県立横浜明朋、県立相模向陽館及び横浜市立横浜総合を除く定時制】 令和3年1月28日（木）14時～19時 1月29日（金）14時～19時 2月1日（月）14時～16時

## 3 学力検査等当日の感染症対策（共通選抜）

○ 全ての学力検査の会場では、安心して受検していただけるよう、次のような感染防止対策を講じます。

- ・ 受検生同士の間隔を1m程度確保するよう座席を配置
- ・ 検査中は常時換気を基本として換気を実施
- ・ 監督者や運営職員は常時マスクを着用

- ・ 入口付近の廊下にアルコール消毒液を設置
- ・ ドアノブやスイッチ、机、椅子などは事前に消毒
- ・ 休憩時間にトイレ等が密にならないよう、検査間の休憩時間を5分延長

○ 受検生の皆さんは、次の点に注意してください。

・ 検査当日は、必ずマスクを着用してください。ただし、本人確認のために、一時的にマスクを外していただくことがあります。

・ 受検生の皆さんは、当日の朝、体調をチェックして「健康観察票」に記入し、志願先の高等学校に持参してください。

・ 少しでも発熱等の体調不良がある場合は、中学校に連絡の上、無理をせずに自宅で休養し、2月22日(月)に実施する「追検査」を受検するようお願いいたします。

・ 検査の最中に体調が悪くなった場合は、遠慮せずに監督者に申し出てください。

・ 面接や特色検査等の「追検査」がない検査においても、発熱等の体調不良の場合は、中学校に連絡の上、無理をせずに自宅で休養してください。中学校長がやむを得ない事情であると認めた場合は、「事由報告書」を作成し、志願先の高等学校長あてに提出されます。「事由報告書」が提出され、高等学校長が認めた場合は「資料の整わない者」としての選考が行われます。

・ 昼食は自分の座席で、会話をせずにとってください。また、休み時間の会話を控えてください。

・ 新型コロナウイルス感染症の感染者となった場合は、治癒するまで受検することはできません。「追検査」、「追加の検査」、「追加の二次募集」を設けることで受検の機会を確保していますので、中学校に相談してください。

・ 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に認定された方は、自宅待機することとされていますが、次の条件を全て満たす場合は、受検が認められます。中学校と相談し、中学校から志願先の高等学校に連絡してもらってください。

- 自治体等によるPCR検査の結果、陰性であること
- 検査当日も無症状であること
- 公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと
- 濃厚接触者確認票を提出すること



#### 4 面接・特色検査当日の感染症対策（共通選抜）

- 学力検査の検査会場と同様に、面接等のすべての検査会場において感染防止対策を講じます。
- 面接や特色検査等の「追検査」がない検査においても、発熱等の体調不良の場合は、中学校に連絡の上、無理をせずに自宅で休養してください。中学校から志願先の高等学校に必要な連絡を行います。

- 検査の当日は、必ずマスクを着用してください。ただし、本人確認のために、一時的にマスクを外していただくことがあります。
- 学科等の特性に応じた能力・適性を把握する実技検査においては、監督者等と受検生の皆さんとの距離を十分に確保した上で、マスクを着用せず行う検査もあります。



#### 5 「追検査」と感染症対策（共通選抜）

- 「追検査」は令和3年2月22日(月)に実施します。  
(対象者)
  - ・ 体調不良のために2月15日(月)の検査(学力検査及びクリエイティブスクール等の面接)を受検できなかった方
  - ・ 15日(月)の検査を受検できなかった濃厚接触者のうち、陰性で無症状などの条件を満たす方
- 「追検査」の受検手続は、15日(月)13時から16時、16日(火)9時から12時、該当する受検生の皆さんが在籍する中学校が行いいますので、受検を希望する方は、必ず、中学校と相談してください。

- 会場(学力検査)は、県立横浜修悠館高等学校です。「追検査」受検生の数が多い場合は、受検会場を変更することがあります。受検する場合は次のウェブページを必ず確認してください。

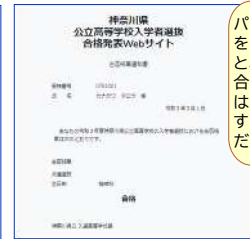
令和3年2月17日(水)14時以降にウェブページに掲載  
(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>)

- 「追検査」の会場においても、学力検査の会場と同様の感染症対策を講じます。なお、「追検査」においては、発熱等体調不良者も別室で受検することを認めることがあります。そのような場合は、中学校に相談してください。
- ※ クリエイトスクール、連携募集(県立獨り高等専攻)及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集における追検査は各志願先の高等学校で受検します。また、受検手続は17日(水)にも行います。

#### 6 合格発表の感染症対策について（共通選抜）

- 「合格発表Webサイト」による合格発表を行います。
- 受検の際、志願先の高等学校で受検生一人ひとりに合格発表を行うサイトのURLとパスワードを配付します。このサイトに、受検番号とパスワードを入力することで、自分だけの合否結果を確認することができます。
- 全日制、定時制、通信制のすべての課程において3月1日(月)9時から3月2日(火)18時まで閲覧可能ですが、3月1日(月)15時(定時制(夜間)は18時)までに合否結果を確認してください。
- Webで合否結果を閲覧できない受検生への対応やシステム障害等への対応のため、各高等学校では、合否結果通知書を用意し、3月1日(月)に限り、交付します。

- 合格された方は、3月1日(月)10時(定時制(夜間)は15時)以降に各高等学校で合格通知書や必要書類の交付を受けてください。受検番号等により受領時間を分けますので、志願先の高等学校からのお知らせを確認してください。(保護者、代理人による受領も可能です。)  
なお、合格されなかった方の答案写しは、受検生の自宅あてに簡易書留で郵送します。



パスワードの入力を5回間違えると、その端末では合否結果の確認はできなくなりしますので注意してください。

二次元コードまたはURLから発表サイトを開き、受検番号とパスワードを入力すると、右のように合否結果が表示されます。



#### 7 「追加の検査」について（共通選抜）

感染者又は濃厚接触者と認定され、学力検査等及び「追検査」を受検できなかった受検生を対象として、3月10日(水)に実施します。募集人員は、3月1日(月)に発表します。中学校から提出された調査書と学力検査等をもとに選考します。

#### 8 「追加の二次募集」について（共通選抜）

「追加の検査」の不合格者及び正当な理由があつて「追加の検査」を受検できなかった受検生を対象として、3月24日(水)に実施します。「追加の二次募集」の志願先は、共通選抜二次募集を実施する公立高等学校とします。志願先の高等学校に入学願書を提出してください。中学校から提出された調査書と面接をもとに選考します。

#### 令和3年度入学者選抜における受検機会確保に係る日程と各検査の対象者について

入学者選抜日程	各検査の対象者
2月15日(月) 学力検査等	・ 発熱等の体調不良のない受検生 ・ 濃厚接触者のうち、陰性で無症状などの条件を満たす者
2月22日(月) 「追検査」	・ インフルエンザを含めた体調不良のために2月15日(月)の検査を受検できなかった者 ・ 2月15日(月)の検査を受検できなかった濃厚接触者のうち、陰性で無症状などの条件を満たす者
3月1日(月) 合格発表	※ 3月1日(月)「追加の検査」志願状況公表
3月10日(水) 二次募集学力検査等	・ 国公立高等学校に合格していない者(「追加の検査」の受検を希望していたが、志願取消の手続きをした者も含む)
3月10日(水) 「追加の検査」学力検査等	・ 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定されたため、2月15日(月)の学力検査等及び2月22日(月)の「追検査」を受検できなかった者のうち、「追加の検査」の受検を希望する者
3月17日(水) 二次募集合格発表	
3月17日(水) 「追加の検査」合格発表	
3月19日(金)、22日(月) 「追加の二次募集」募集期間	
3月23日(火) 「追加の二次募集」志願変更	・ 3月10日(水)の「追加の検査」で不合格となった者又は正当な理由があつてこの検査を受検できなかった者で、国公立高等学校に合格していない者のうち、「追加の二次募集」の受検を希望する者
3月24日(水) 「追加の二次募集」面接検査	
3月26日(金) 「追加の二次募集」合格発表	